



後期高齢者医療のご案内

令和7年7月31日にこれまでの被保険者証及び資格確認書は有効期限を迎えます。

令和7年8月からは

マイナ保険証が資格確認書 をご利用ください。

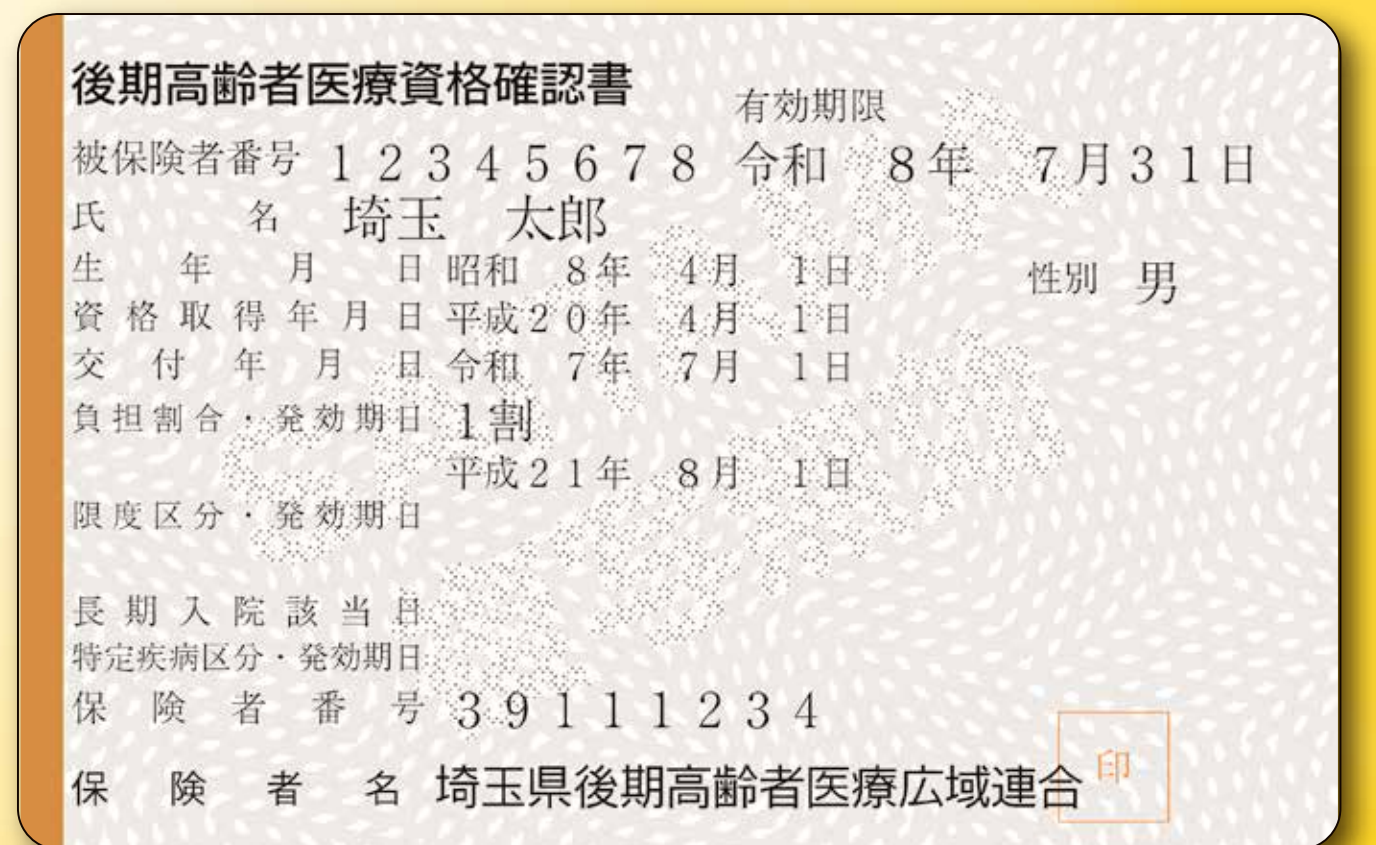
令和7年8月1日 から	マイナ保険証を お持ちの方	「 マイナ保険証 」または「 資格確認書 」を提示してください
	マイナ保険証を お持ちでない方	「 資格確認書 」を提示してください

後期高齢者医療では、令和8年7月末までの暫定運用として
マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を交付します(申請不要)

旧



新



- ・新しい資格確認書は、お住まいの市区町村から7月中にお届けします。
- ・資格確認書の有効期間は1年間です。
- ・資格確認書の記載事項には、氏名、生年月日、負担割合等の必須記載事項と一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分、長期入院該当日等の任意記載事項があります。任意記載事項は申請により併記することができます。(これまで継続的に認定を受けていた方は申請不要)

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで
(発行：埼玉県後期高齢者医療広域連合)

＼こんな時に便利！／

マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される
- ✓ 健診結果の確認ができる

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付

マイナポータルへのログイン方法・よくあるご質問はこちら

<https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/help>



STEP 1.

マイナンバーカードの申請方法は

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

STEP 2.

マイナンバーカードの保険証利用については

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

- マイナンバーカードの保険証利用登録を行うと、マイナポータルから次の情報を確認できます。
- 公的医療保険に係る医療費の情報(医療費通知情報を原則、受診した月の翌々月11日から閲覧できます。)
- なお医療費通知は年1回(2月)発送します。